令和4年度

第1回

財政援助団体等監査報告書

指定管理者 株式会社コンベンションリンケージ

> 所管部課 教育部 公民館

福生市監査委員

財政援助団体等監査報告書(指定管理者監查)

第1 監査の種類

地方自治法第 199 条第7項の規定による監査

第2 監査の対象

施 設 名:福生市民会館

指定管理者:株式会社コンベンションリンケージ

所管部課:教育部 公民館

第3 監査の期間

令和4年12月2日から令和5年2月24日まで [説明聴取日 令和5年1月20日]

第4 監査の主な着眼点及び実施内容

次の点を主眼に、公の施設の指定管理事務が、関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、関係諸帳簿及び関係書類等の照合を行い、関係職員からの聴取など通常実施すべき監査手続により実施した。

1 所管部課

- (1) 指定管理者を導入した目的、趣旨は生かされているか。
- (2) 指定管理者の指定は適正・公平に行われているか。
- (3) 協定書の締結は適正に行われているか。
- (4) 指定管理者に対する指導監督は適正に行われているか。
- (5)業務の履行確認は実績報告書によりなされているか。
- (6) 指定管理者制度を導入した結果について

2 指定管理者

- (1) 事業の実施は協定書及び業務基準等のとおり実施されているか。
- (2) 公の施設の管理に係る会計処理は適正に行われているか。
- (3) 利用料等の収納事務は適正に行われているか。
- (4) 出納関係の諸帳簿の整備は適切に行われているか。
- (5) 利用促進のための努力はなされているか。
- (6) 施設の運営管理及び財産の管理は適切に行われているか。

第5 指定管理の概要

1 目的

民間事業者の能力を活用し、地域住民等に対するサービスの向上及び会館の 効率的な管理を行い、もって地域の文化の創造と発展を図る。

- 2 事業の名称・内容 市民会館指定管理委託
- 3 施設の名称福生市民会館福生市大字福生2455番地
- 4 指定管理者名・代表者 株式会社コンベンションリンケージ 代表取締役 平位 博昭
- 5 指定期間 平成31年4月1日~令和6年3月31日 (5年間)
- 6 指定管理委託料

令和元年度 100,070,013 円 (決算額) 令和 2 年度 96,013,966 円 (決算額) 令和 3 年度 95,718,000 円 (決算額) 令和 4 年度 95,418,000 円 (予算額) 令和 5 年度 95,118,000 円 (見込額)

第6 監査の結果

福生市民会館の指定管理者である株式会社コンベンションリンケージ及び所管課について、福生市監査基準(令和2年3月26日決定)に準拠し監査した限りにおいて、監査の対象となった公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかということについては、重要な点においておおむね認められた。

なお、一部において改善、検討を要する事項が見受けられたので、以下に記述する。

1 意見・要望等

(1) 事業情報の誤りについて

福生市の広報へ市民会館の事業を掲載した後に、指定管理者の都合で事業の 開演時間を変更したことにより、実際の開演時間が広報に掲載された時間と異 なり、利用者が困惑する事態が令和3年度に発生した。また、指定管理者が作 成した広報の掲載原稿を所管課が確認すると、大半の原稿に誤りが見受けられ るため、所管課が修正の作業に時間と労力を要している状況である。

広報は当市の情報を発信する有益な伝達手段であることから、掲載誤りがないよう細心の注意を払うべきものである。また、誤掲載は市の信用を損ねかねないことになる。

指定管理者は、利用者との信頼関係構築のためにも、事業情報について正確な情報発信に努められたい。また、所管課は指定管理者に対し、今後同様の誤りが発生しないよう十分な指導を行うよう要望する。

(2) 予約、決済システムの導入について

利用者アンケートを見ると、ホール等の使用予約がオンライン上で可能となることを要望する声がある。指定管理者に現状を確認したところ、施設の空き 状況はホームページ上で確認することができるが、予約は市民会館の窓口で申 請をし、使用料を現金で支払うことで確定するとのことであった。

利用者の利便性の向上を図るために、オンライン上での予約システムの構築 及び使用料の現金以外の決済方法について、所管課と連携しながらより良い方 法を検討するよう要望する。